

## 秋田県告示第380号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

令和4年8月19日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

二井建設有限会社

大館市花岡町字神山77番地

代表取締役 二 井 雅 人

秋田県知事許可（般-3）第10349号

3 処分の内容

建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

令和4年8月4日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。